【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の5第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2022年3月14日

【会社名】 グローリー株式会社

【英訳名】 GLORY LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三和 元純

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

EDINET提出書類 グローリー株式会社(E01650) 訂正内部統制報告書

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

2020年6月29日に提出いたしました第74期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当社代表取締役社長三和元純は、2020年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要 な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係 る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、連結子会社であるグローリーサービス株式会社(以下「当該子会社」という)において、元従業員による金銭横領が行われていた事実が判明したことを受けて、2022年2月8日に、本件に係る事実関係の解明、発生原因及び問題点の調査分析等を行うために、当社取締役監査等委員を委員長とし、外部の弁護士・公認会計士等を履行補助者とする社内調査委員会を設置いたしました。

<u>社内調査委員会による調査の結果、元従業員による金銭横領及びこれを隠蔽するための架空仕訳の計上等の事実</u>が確認されました。

社内調査委員会による調査結果に伴い、当社は、影響のある過年度の決算を訂正するとともに、2020年3月期の 有価証券報告書について、訂正報告書を提出することといたしました。

本件の直接的な原因は、当該子会社の総務部門における長期にわたる経理業務の属人化・権限の集中化、現金の集金・入金に係る業務フローにおける欠陥、振込送金業務における経理規程の不遵守、所属部署内における監督・牽制不足、内部統制一般に係るルール化及びその浸透に係る不十分さであり、また、そのような事態が生じた背景的な原因として、当該子会社の総務部門が所管する職務に見合う人材の不足、当社による子会社与信判断時における油断、監査業務(監査役監査/グループ内部監査)における問題意識の希薄さ等が挙げられます。

以上のことから、当社は、当社グループにおいて内部統制が有効に機能していなかったと判断し、全社的な内部 統制、決算財務プロセス及び業務プロセスにおける内部統制の一部に開示すべき重要な不備があるものと認識して おります。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

<u>当社は、当社グループにおける財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、社内調査委員会の報告を踏ま</u>え、以下の再発防止策を講じてまいります。

- 1.職務分掌や人事ローテーション、システムによる牽制機能を設定し、内部統制を強化する。
- 2. コンプライアンス教育により経理規程遵守を徹底する。
- 3. 当社による子会社与信業務について、リスクの高い子会社に対して重点的・実効的な審査を行う意識の醸成 及び体制構築を進め、管理体制を強化する。
- 4.監査役監査及び内部監査業務における監査の深度を高め、監査対象となる会社毎の特性・実態に即して監査計画・重点監査項目を検討し、監査業務を実質化する。

以上